

令和8年度 事業計画書



社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会

目 次

事業方針	1
新規・重点・拡充事業	2
見直し事業	6
福祉や地域のことに関心を持つ人が増えている	8
施策・取り組み 1 広報媒体の拡充、情報発信の強化	8
施策・取り組み 2 福祉を身近に感じる機会の提供	10
身近に困りごとを相談できる人が増えてる	12
施策・取り組み 3 様々な(多種多様な)相談を受けられる窓口の強化	12
施策・取り組み 4 潜在・複合的な課題へのアプローチ	13
福祉や地域活動に参加するきっかけや機会が増えている	14
施策・取り組み 5 地域福祉活動への参加のきっかけづくり	14
施策・取り組み 6 地域活動の創出支援	15
身近な地域で交流の場や地域のことを一緒に考えていく場が 広がっている	16
施策・取り組み 7 多世代の交流の場づくり	16
施策・取り組み 8 同じ課題や関心事を持つ人の居場所づくり	17
地域でのつながりを活かし、活動が充実している	18
施策・取り組み 9 ニーズに応じた担い手の発掘・育成	18
施策・取り組み 10 ネットワークを活かした地域活動の推進	20
生活課題がありながらも地域で安心して暮らせる人が増えている	22
施策・取り組み 11 見守り・支えあい活動の支援	22
施策・取り組み 12 生活支援に係る事業の強化	23

事業方針

令和 8 年度は、第 5 次多摩市地域福祉活動計画後期計画（以下「後期計画」という。）の初年度となり、前期計画の成果を基に、新たに策定した新規・重点・拡充・見直し事業の取組みに着手する年度にあたります。

後期計画でも引き続き基本理念に定めた「つながり 支えあい 安心するまちづくり」の実現に向け、更に市民や地域の企業や団体、民間セクター等と多摩市社会福祉協議会（以下「多摩社協」という。）が連携し、それぞれの役割と強みを生かした取組みを進めていきます。

また、従来の策定手法にとらわれず、地域の方々と協働して策定した後期計画（エリア別小地域福祉活動計画）に示された、「将来を見据えた持続可能な地域社会（各エリア）の具体像」の実現に向けた取組みを推進します。

こうした状況のもと、人口減少や超高齢社会がさらに進むなか、地域共生社会の考え方やその実現に向けた国、東京都、多摩市の地域福祉施策の取組みに注視しながら、足元から地域の方々と共に身近な実践を展開していきます。令和 6 年度から始まった重層的支援体制整備事業の参加支援も、更に具体的な取組みが求められるものと思われます。

多摩市社協では、地域生活課題に対応するため、地域福祉コーディネーターによる地域に根差した活動の新たな展開、また、地域の企業、学校、社会福祉法人等とのゆるやかなつながりを広げ、新たな地域貢献活動の輪を拡大し、地域の人々と連携した支援の展開をさらに進めてまいります。

特に子どもや若者へのニーズに即した支援とともに、高齢者が安心して地域で自立した生活を送れるように取り組んでいきます。このほか、制度の隙間にあるニーズなどにも対応できるよう、効果的・効率的な事業実施に努め、各組織が所掌する業務の有機的な連携と情報の共有により、組織総体の力の向上を図ります。

組織運営では、これまでの地域福祉の取組みに加え、目指すべき地域社会を実現するため、しなやかで強靱な地域の絆を構築できる体制整備を進めていきます。

また、多摩市社協は、「健幸！ワーク宣言」をもとに、職員のワークライフバランスや健康管理に配慮し、誰もがやりがいを感じ、働き続けられる組織づくりを推進するとともに、職員の育成・組織運営の充実に取り組みます。

◆第 5 次多摩市地域福祉活動計画◆

【計画期間】

年次	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
期間	事業実施計画 (前期)			事業実施計画 (後期)		

新規・重点・拡充事業

令和8年度は、第5次多摩市地域福祉活動計画後期計画を遂行していく初年度となります。本計画を踏まえ、令和8年度新規・重点・拡充事業として、以下の事項を具体的に推進していきます。

■新規事業

・当事者の活動への参加支援や場づくり(施策・取り組み7)

障がい者やひきこもり家族会などの運営支援を行うとともに、若い世代も含めた当事者の様々なつながりの中から、関心の持てる活動や場づくりに取り組む。

⇒令和8年度の目標：

家族会や専門機関等との連携、相談業務を通じた当事者

ニーズや状況の把握を行いながら、対象者の関心・参加意欲につながる居場所づくりに取り組む。

・日用品・スタディドライブ事業の推進(施策・取り組み10)

令和7年度より試行的に実施してきた日用品・スタディドライブを本格的に実施し、受付窓口の拡充をできるように取り組む。

⇒令和8年度の目標：

5か所以上設置

・民間セクターとの災害時支援体制の構築(施策・取り組み10)

大規模災害時に、支援の漏れ・抜け・ムラをなくすために、行政との連携のほか、民間セクター（NPO、企業、生協、JC、NGO等）とも連携して、災害ボランティアセンターを運営できるように、新たな訓練の実施など、平常時からネットワークを活かした取り組みを行う。

⇒令和8年度の目標：

民間セクターとの協働型災害ボラセン訓練の検討・試行実施。

■重点事業

・地域出前事業（福祉体験学習等）の展開(施策・取り組み2)

「福祉体験学習を通じて、子どもたちの「人を思いやる力」「自分で考え行動する力」などを育みながら、楽しく福祉やボランティア活動に関心を持ってもらえるように、福祉体験学習メニューの充実を図り、福祉体験学習ができる場の提供を推進していく。また、企業等による教育プログラムのメニュー化も合わせて行い、企業等が持つ知識や専門性を活かした社会貢献活動をコーディネートし、子どもたちに貴重な学びの機会を提供するとともに、次世代を担う人材育成にも貢献していく。

⇒令和8年度の目標：

ゆるたまネット及び多摩ボラセン登録団体並びに社福法人ネットワーク連絡会

を通じて、福祉体験学習に限らず、幅広い分野における教育プログラムを検討し、メニュー化する。

・障がい者理解促進のプログラムの実施(施策・取り組み2)

障がいがある方に対する理解を深めるため、当事者や家族、関係機関・団体等と連携し、子どもから高齢者に至る様々な世代に対し、理解促進を図る取り組みを実施する。

⇒令和8年度の目標：

障害の有無や年齢など分け隔てなく参加者を募り、障害者体験やパラスポーツ体験を通じ、障害理解や共生社会を学ぶ体験会を実施するほか、高次脳機能障害を理解する機会を増やすため、講演会の開催などに取り組む。

・多摩市社協内連携による相談支援体制の構築(施策・取り組み4)

地域福祉コーディネーターの積極的なアウトリーチを実践するとともに、多摩市社協内各相談支援担当者が連携し、重層的な相談支援体制の構築に取り組む。

⇒令和8年度の目標：

複雑化する相談支援ニーズに対応するため、多摩市社協内相談支援連絡会を開催し、組織内の連携を強化するとともに、“断らない相談支援体制”の構築を進めていく。制度だけでは対応が難しい事例については、ケース検討等を通じて、重層的な支援体制の整備を図る。

・複雑化するケース・社会参加のための活動の創出(施策・取り組み4)

8050（9060）問題やひきこもり・閉じこもりといった複雑化・潜在化したケースに対し、課題解決に向けた検討と社会参加のための活動や場づくりに多摩市社協全体で取り組む。

⇒令和8年度の目標：

ひきこもり等、多様化・複雑化するケースについては、関係機関等と連携しながら、社会参加につなげていく。また、既存の地域活動に加え、必要に応じて「ゆるたまネット」や「社福法人ネットワーク連絡会」の協力を得ながら、社会参加に向けたプログラムの創出にも取り組む。

・災害ボランティアの育成(施策・取り組み9)

大規模災害に備え、平時から地域でお互いが支えあい、助けあい活動に取り組めるよう、「災害ボランティア講座」を開催し、災害ボランティアの育成に取り組む。

⇒令和8年度の目標：

大規模災害時に円滑に災害ボランティアセンターを運営していくため、平常時から災害ボランティアの育成や訓練を実施する。

・フードドライブ・フードパントリー事業の推進(施策・取り組み10)

ひとり親世帯や子ども・若者の貧困問題等に対応するため、フードドライブ・フードパントリー事業を推進し、多摩地域企業・大学等連絡会（ゆるたまネット）や多摩市内社会福祉法人ネットワーク連絡会などとも連携しながら、対象世帯や市内の子ども・誰でも食堂、フードバンク団体等への支援に積極的に取り組む。

⇒令和8年度の目標：

市内のスーパーなどに働きかけを行い、フードドライブの受付窓口を拡充できるように取り組む。ゆるたまネット食料配布事業で把握した生活困窮世帯等を継続して支援するため、フードバンク団体と協力し定期的にフードパントリー事業を実施する。対象世帯については、生活状況等を適宜確認し、見直し検討するとともに、必要に応じて相談支援機関につなげる。

・子ども・若者応援事業の実施(施策・取り組み10)

子ども・誰でも食堂の運営支援や学習支援、多様な体験機会の提供など、多摩市社協のネットワークを活用しながら、子ども・若者たちの健やかな成長を支える取り組みを推進する。

⇒令和8年度の目標：

- ・学習支援事業等をニーズに即して検討・実施
- ・外国ルーツのある子どもを対象とした取り組み（学習支援や居場所事業）を多摩ボラセン運営委員会内に設置された「子ども若者応援事業検討専門委員会」で検討し、実施していく。

※学習支援、体験の機会づくり、居場所づくりなどニーズに即した事業を検討し実施する。外国ルーツのある子どもを対象とした取り組み（学習支援や居場所事業）の検討・実施や、ゲーム等を通じた体験機会や居場所づくり・交流などの機会について検討・実施する。

- ・令和7年度より試行的に実施した日用品・スタディドライブを本格的に実施し、受付窓口の拡充ができるように取り組む。

・高齢者あんしんサポート事業の推進(施策・取り組み12)

急な入院時や死亡時における手続き等に不安を感じている単身で生活する高齢者に対して、安心して自立した地域生活が送れるよう、日常の金銭管理や入院時や施設入所時の支援、葬儀・埋葬手続き等を支援する「高齢者あんしんサポート事業」を推進する。

⇒令和8年度の目標：

事業をより多くの高齢者に知ってもらうため、まちづくり推進担当や地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、地域に出向いての事業説明会を開催することで、新規利用につなげる。また、専門職等と連携して死後事務や遺言書の作成などの相談者の不安解消につなげていく。

■ 拡充事業

・ 子ども向けボランティア通信の発行(施策・取り組み1)

小学生・中学生など、子どもたちが福祉を身近に感じ、ボランティア活動に関心を持てるよう、地域の居場所情報や役立つ情報を掲載した「たまぼら KODOMO 新聞」を発行し、小学生および中学生に配布する。

⇒令和8年度目標：

年3回（6月・10月・2月）の定期発行を目指す。

・ 新たな SNS コンテンツを活用した情報発信(施策・取り組み1)

多世代に向けて福祉や地域活動への関心を高めるため、YouTube、LINE、InstagramなどのSNSを活用した情報発信を推進する。

⇒令和8年度目標： Instagram や TikTok を活用したショート動画の作成・配信について、ボランティア情報・活動拡充専門委員会で検討し、実施する。

・ 新たな小地域内の支え合い活動の創出(施策・取り組み6)

地域福祉コーディネーターが自治会・住宅管理組合等での助けあいや支えあいの活動創出の支援を行うとともに、地域の実情に応じて有志の小グループ等が行う、小地域内での支えあい活動の仕組みづくりを支援していく。

また、個別支援（相談支援）を通じて把握したニーズに即して「人と人」「人と地域活動や居場所」をつなぎ合わせるコーディネートを行うとともに、地域に点在する生活課題に応じて、つなぎ先となり得る支えあい活動の創出をコーディネートしていく。

⇒令和8年度の目標：

- ・自治会・住宅管理組合単位での支えあい活動の創出支援や地域に応じた支えあい活動を促進するための仕組みづくりの支援
- ・個別支援から派生する社会資源の創出（任意団体の組織化）

・ 多世代、多様なテーマでの通いの場の創出(施策・取り組み6)

多世代や多様なテーマで集える場として、既存のコミュニティセンターや集会所等の場所だけでなく、民間企業の会議室やカフェなどを活用した居場所づくりを支援していく。

⇒令和8年度の目標：

ふれあい・いきいきサロンの開催場所をこれまでの集会所等から企業の会議室やカフェなどの店舗開催も対象になるように拡大し、近所で多世代の集える居場所づくりの支援をしていく。

・ 生きづらさを抱える方の居場所の創出(施策・取り組み7)

生きづらさを抱える方が参加しやすい居場所の創出と、当事者が運営側として活動参加できるような支援を拡大していく。

また、就労した方々を中心とした居場所を創出するなど、ニーズを確認しながらフォローアップを行い、多様な社会参加を支援していく。

⇒令和8年度の目標：

- ・ 当事者運営の居場所の創出
- ・ 就労後のフォローアップとなり得る居場所を創出

■見直し事業

・ ボランティア通信の見直し(施策・取り組み1)

活動に共感してもらえよう、ボランティア活動の魅力を伝え、活動内容の見える化を図るため「募集特化型の紙面」を制作・配布し、手上げ（実際の活動へとつながる）ボランティアの増加を目指す。地域住民や企業・団体に向けて積極的な啓発を行う。

⇒令和8年度の目標：

- ・ 隔月（奇数月）で募集特化型の紙面を作成し、発行する（SNS による配信も実施）

※これまでのボランティア通信は、偶数月に発行（毎月発行→偶数月発行）。

講座等の情報は、ふくしだよりや SNS を通じて、情報発信していく。

《事業計画の見方》

第5次多摩市地域福祉活動 計画の取り組み内容

施策・取り組み1 広報媒体の拡充、情報発信の強化

取組の方向性 (内容)	従来の広報紙「ふくしだより」「ボランティア通信」「サロン通信」等の紙媒体、多摩市社協ホームページ、メールマガジン等の電子媒体などを活用した情報発信を継続しながら、新たに YouTube、LINE、Instagram などの多様な媒体（SNS 等）を活用し、多世代が福祉を身近に関心をもってもらえるように情報発信する。			
		令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
年次計画	拡充 新たな SNS コ ンテンツを活 用した情報発 信 (ボラセン)		●実施	●→
	新規 子ども向けボ ランティア通 信の発行 (ボラセン)		●発行	●→
	ふくしだよりの 充実 (総務担当)		●実施	●→
令和8年度 事業計画 (実施目標)				

今年度（令和8年度）の 事業実施計画を記載

基本目標の具体像（6年後の目指す姿）

福祉や地域のことに関心を持つ人や機会が増えている

【社協に求められる役割（取り組み）】

- ・福祉を身近に、関心を持ってもらえるように、ふくしだよりやボランティア通信などの広報紙、ホームページ、メルマガ、SNS などを通じて多世代に向けた情報を発信する
- ・小学生、中学生、高校生などの子どもたちから地域の方々まで、幅広い年代に福祉に関心を持ってもらえるよう福祉学習の機会を増やす
- ・福祉・地域活動団体と連携した「福祉」に関する普及・啓発を実施する

施策・取り組み 1 広報媒体の拡充、情報発信の強化

取組の方向性 (内容)	従来の広報紙「ふくしだより」「ボランティア通信」「サロン通信」等の紙媒体、多摩市社協ホームページ、メールマガジン等の電子媒体などを活用した情報発信を継続しながら、新たに YouTube、LINE、Instagram などの多様な媒体 (SNS 等) を活用し、多世代が福祉を身近に関心を持ってもらえるように情報発信していきます。 また、小学生や中学生、高校生など、子どもたちが福祉を身近に感じ、ボランティア活動に関心を持ってもらえるよう、また、地域の子どもの居場所など子どもたちに役立つ地域情報「子ども向けボランティア通信“たまぼら KODOMO 新聞”」を発行し、小学生及び中学生に配布する。			
年次計画		令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)
	拡充 新たな SNS コンテンツを活用した情報発信 (ボラセン)	● 発信手段や内容の検討・実施	● 精査・見直し・実施	→
	拡充 子ども向けボランティア通信の発行 (ボラセン)	● 紙面内容検討・発行 (年 3 回定期発行)	● 検証	● 検証結果に基づき紙面内容・回数等見直し
	見直し・新規 ボランティア通信の見直し (ボラセン)	● ボランティア通信発行頻度の見直し・実施 (年 6 回発行) ● ボランティア募集特化型の紙面発行 (年 6 回発行)	● 精査・見直し・実施 ● 同上	→ ● 同上
	ふくしだよりの充実 (総務担当)	● 地域活動、ボランティア活動等の掲載記事の充実	● 実施 →	→
	拡充 ホームページ・フェイスブック・メールマガジン等の運営 (総務担当)	● 各 SNS を活用した定期的な情報発信	→	● 見直し (内容によって適切な広報媒体を活用して効果的な情報発信ができているか)

	地域活動情報の発信強化（まち担当）	●各エリアで地域福祉推進委員会情報等の発信手段を検討・見直し・実施 ●各エリアの地域福祉推進委員会でオンラインを併用した取り組みを検討・実施	●実施 ●検証	●見直し検討・実施 ●検証結果に基づき見直し
令和8年度事業計画（実施目標）	〔ボラセン〕 ・ボランティア情報・拡充専門委員会にて以下を検討し、実施する。 ①新たな SNS として、Instagram や TikTok の活用を検討し、ボランティアの協力を得たショート動画の作成や配信に取り組む。 ②小学生・中学生など、子どもたちが福祉を身近に感じ、ボランティア活動に関心を持てるよう、地域の居場所情報や役立つ情報を掲載した「たまぼら KODOMO 新聞」を発行し、小学生および中学生に配布する。年 2 回発行から 3 回発行とし、紙面内容の充実を図る。 ③SNS、KODOMO 新聞、ふくしだよりの充実を図り、有効活用していくため、従来のボランティア通信の発行は毎月から隔月発行（偶数月）に変更する。また、ボランティア募集特化型の紙面を新たに作成し、毎月作成し、SNS（X 及び LINE）と合わせて発信していく。 〔総務担当〕 ・ふくしだより紙面内容について地域活動、ボランティア活動等の掲載記事を充実し、全戸配布により多世代の方へ関心を高める情報提供をしていく。 ・SNS 活用について、内容によって適切な媒体を活用し更新頻度の向上を図り必要な情報を配信していく 〔まち担当〕 ・若い年代の方々にも地域活動に関心を持ってもらえるように、各エリアの地域福祉推進委員会等で、SNS を活用した情報発信について検討し、取り組んでいく。また、地域活動情報等のコンテンツや更新については、様々な団体や個人と連携・協働しながら実施していく。 ・各エリアの地域福祉推進委員会に、若い世代や専門機関等と多くの方々に委員会活動を広く知っていただくために、傍聴含めて参加しやすい仕組みとしてオンライン併用を検討し、実施していく。 ・高齢者等のデジタルデバйдの問題について、企業や大学と連携しミニ講座などを継続して実施する。			

施策・取り組み2 福祉を身近に感じる機会の提供

取組の方向性 (内容)	・「福祉フェスタ」等のイベントや「地域出前事業(福祉体験学習)」等の啓発・理解促進事業などを通じて、子どもたちをはじめ多世代が、「福祉」を身近に感じる機会を提供します。 ・障がいのある方に対する理解を深めるため、当事者団体と連携し、対象や年代別の理解促進プログラムを実施します。 ・成年後見制度に関する制度説明の講座を実施し、より多くの市民が成年後見制度を知る機会を設けます。			
年次計画		令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	福祉フェスタの開催 (総務担当)	●福祉に触れる機会の少ない方々にも興味をもってもらえるよう、企画、広報を実施していく。		
	福祉大会の開催 (総務担当)	●表彰及び啓発事業の実施。		
	重点 地域出前事業 (福祉体験学習等)の展開 (ボラセン・総務担当)	●福祉体験学習等教育プログラムのメニュー化・配布・実施	●実施	
	ボランティアパークの開催 (ボラセン)	●多摩ボラセン内で実施(年1回) ●市内イベントに参加して実施(年2回)	●見直し検討・実施 ●同上	●実施 ●同上
	重点 障がい者理解促進プログラムの実施 (センター係)	●小学生対象事業2事業(ひとときの和) ●市民対象事業2事業(高次脳機能障害他)計4事業の実施	 	 
令和8年度 事業計画 (実施目標)	成年後見制度等の普及・啓発講座の開催 (権利擁護) ●成年後見制度等に関する講座を地域で開催(年4回) 			
	〔総務担当〕 ・福祉施設や福祉活動団体等による発表や体験や、自主製品の販売などを通じての福祉活動資金を確保、子どもから高齢者まで幅広い年代の方々が楽しみながら身近に福祉を感じてもらい福祉に関する理解を深める、参加者・来場者それぞれが交流を深める機会を提供する。 ・マスコットキャラクターを広報媒体等で活用し、市民への定着化、社協への意識強化を図っていく。 〔ボラセン・総務担当〕 ・ゆるたまネット及び多摩ボラセン登録団体並びに社福法人ネットワーク連絡会を通じて、福祉体験学習に限らず、幅広い分野における教育プログラムを検討し、メニュー化する。 〔ボラセン〕 ・子どもたちはじめ多世代が気軽にボランティア体験できる場の提供として、引き続きボランティアパークを福祉フェスタ、ヴィータふれあいまつり、ボランティア見本市			

	等で実施する。来場者や参加団体アンケート等によりニーズを確認し、イベント周知方法含めて適宜見直しを行い、実施していく。 〔センター係〕 ・障がい当事者との交流の機会、「ひとときの和」を関係機関と連携し、より理解しやすいプログラムへ更新を図る。また、開催校と連携し、継続した学習の場を設けてもらうように取り組む。広く市民が障害を知り理解する機会を増やし、ともに共生する地域での環境づくりを啓発する。高次脳機能障害の理解促進を図るため、講演会等を実施する。 〔権利擁護〕 ・成年後見制度等の講座を地域で開催し、市民に対して成年後見制度の周知を行い、制度についての理解・促進につなげる。また、講座を通じて権利擁護支援の相談窓口として、権利擁護センターのPRを行い、市民が制度や事業を適切に利用できるように支援する。
--	---

6年後の目指す姿

身近に困りごとを相談できる人や場が増えている

【社協に求められる役割（取り組み）】

- ・相談をワンストップで受け止め、複合的な課題にも市や専門機関と連携して対応していく
- ・必要な人に必要な情報が届くようにする
- ・ひきこもりや不登校、ヤングケアラーなど、潜在している複合的な課題やニーズに合わせた福祉勉強会などを開催し、気づきの視点を高める場をつくる
- ・福祉なんでも相談など、地域に職員が出向き、気づきを相談できる場を拡充する

施策・取り組み3 様々な（多種多様な）相談を受けられる窓口の強化

取組の方向性 (内容)	誰もが身近な地域で様々な相談を気軽に受けられるよう、「福祉なんでも相談」や「ボランティア出張相談(ボランティアカフェ)」、「成年後見制度等の相談会」の拡充を図ります。 ひきこもりや、ヤングケアラーなどの複合的な課題を抱えた方に対しては、関係機関等と連携して講座等を開催します。			
年次計画		令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)
	ボランティア出張相談体制の拡充 (ボラセン)	●多摩ボラセン登録連絡会と連携した相談体制を検討	●構築・実施	●見直し検討・実施
	権利擁護・成年後見相談会の開催 (権利擁護)	●専門職と共催で成年後見制度に関する相談会を定期的に開催。	→	
	福祉なんでも相談の充実 (まち担当・センター係)	●オンラインや電話相談、地域に出張しての相談など、多様な相談受付の実施 ●相談しやすい環境をつくるため、障害対象にあわせた相談会を実施する。	→	
令和 8 年度 事業計画 (実施目標)	[ボラセン] ・ボランティア活動経験者に出張相談へ同席いただき、相談対応の補助や自身の活動をもとにしたアドバイスを通して、経験の継承と相談支援の質の向上を目指す。 [権利擁護] ・弁護士、司法書士や社会福祉士と連携し、市民が成年後見制度を利用する際の疑問や課題を相談できる機会を増やす。 [まち担当・センター係] ・高齢者以外の年齢層へ、住民や関係団体に相談の場がある事を周知し、オンラインの相談も強化することで、生きづらさを抱えた方など、普段相談に来られない方の相談しやすい環境をつくる。 ・各エリアで開催している福祉なんでも相談を活用し、社協内の各部署や専門機関と連携して、専門的なミニ講座等を開催することで、市民の不安や悩みの解決につなげていく。また、複合的課題を持つ方については、社協内や多機関協働で連携し対応する。 ・気軽に相談ができるように、「スペース栞」開催時の相談対応や、対象者別の相談会を行うなど相談しやすい環境整備を行う。			

取組の方向性 (内容)	重層的な相談支援体制を展開し、地域のネットワークの活用やアウトリーチによる相談を実施し、多様化、複雑化するケースの早期発見につなげていきます。また、複合的・複雑化したケースを発見した場合は、関係機関につなぐほか、多摩市社協内連携により課題解決に向けた検討・対応を行います。			
年次計画		令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)
	重点 多摩市社協内連携による相談支援体制の構築 (まち担当)	●多摩市社協内相談支援連絡会の設置・開催(年4回開催) ●多摩市社協内でのケース会議を実施(適宜開催)	●検証・見直し実施	●実施
	重点 複雑化するケースの社会参加のための活動の創出 (まち担当)	●ケースに合わせたプログラムの創出 ●参加支援事業のメニューを更新	→	→
	参加支援のコーディネート (まち担当)	●マッチング件数(居場所参加者数含む)10件以上	→	→
令和 8 年度 事業計画 (実施目標)	[まち担当] ・複雑化する相談支援ニーズに対応するため、多摩市社協内相談支援連絡会を開催し、組織内の連携を強化するとともに、“断らない相談支援体制”の構築を進めていく。制度だけでは対応が難しい事例については、ケース検討等を通じて、重層的な支援体制の整備を図る。 ・ひきこもり等、多様化・複雑化するケースについては、関係機関等と連携しながら、社会参加につなげていく。また、既存の地域活動に加え、必要に応じて「ゆるたまネット」や「社福法人ネットワーク連絡会」の協力を得ながら、社会参加に向けたプログラムの創出にも取り組む。 ・ひきこもり等、生きづらさをかかえる若者などの社会参加を支援していくために、既存の活動へのつなぎやつなぎ先がない場合は、参加プログラムを創出するなど、多機関と連携してコーディネートしていく。			

6年後の目指す姿

福祉や地域活動に参加するきっかけや機会が増えている

【社協に求められる役割（取り組み）】

- ・地域の現状を伝えあい、地域の課題を我が事として考えるきっかけづくりの場をコーディネートしていく
- ・まわりのできごとなど、気づきを共有するネットワークの場づくりを進める
- ・身近な地域で気軽に参加できる地域活動を創出する

施策・取り組み5 地域福祉活動への参加のきっかけづくり

取組の方向性 (内容)	市民が地域福祉活動に参加するきっかけとなるよう各種入門講座を実施するとともに、子どもたちをはじめ多世代が活動体験できる機会の創出に取り組めます。 ボランティア活動が、高齢者の介護予防及びフレイル予防につながることを啓発しながら、介護予防ボランティアポイント事業の活動メニュー(受入先)を拡充し、登録者(活動者)の増大を図ります。			
年次計画		令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	市民活動入門講座 の開催 (ボラセン)	●ニーズや課題に応じて年2回以上開催	→	→
	夏のボランティア 体験の拡充 (ボラセン)	●市内・近隣の高校・ 大学で出張受付の 実施(5校以上) ●参加者数250人以上	→	→
	介護予防ボラン ティアポイント事業 の拡充 (ボラセン)	●新規登録者数30人以上	→	→
令和8年度 事業計画 (実施目標)	[ボラセン] ・市民がボランティア活動や地域活動に関心を持ち、参加への第一歩を踏み出せるよう、幅広い年代を対象とした「市民活動入門講座」を実施する ・夏のボランティア体験の申込時期に合わせて、市内の大学・高校に出向き、出張受付窓口を開設し、これまで活動に関心の薄かった学生にもボランティアの魅力や地域活動の情報を伝えることで、参加へのきっかけづくりを進める。 【介護予防ボランティアポイント事業の拡充】 ・ボランティア募集特化型の紙面を活用するなど、シニア世代を中心ターゲットとした広報を充実し、新規登録者を増やしていく。			

取組の方向性 (内容)	10のコミュニティエリアごとに配置した地域福祉コーディネーター(エリア担当職員)が、地域のネットワーク(地域福祉推進委員会)や通いの場等を活用しながら、地域支援(地域生活課題の解決)、個別支援(相談や専門機関へのつなぎ)を行います。 今後は若い世代や、現役世代など幅広い世代の参加者を増やしていくための多様な参加方法を取り入れながら支援を行います。 地域福祉推進委員会の無い地域では、住民懇談会等を開催するなど、地域課題や住民ニーズを把握し、住民主体による地域福祉活動の創出に向けた支援を行います。 また、サロンのない地域には継続してサロンの立ち上げ支援を行います。サロンの活動場所を既存の集会所だけでなく、企業の会議室やカフェなどに拡大し、多世代、多様な方が集える場づくりを支援していきます。			
年次計画		令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	拡充 新たな小地域内の 支えあい活動 の創出(まち担 当)	●自治会・住宅管理組合単位での支えあい活動の創出支援や地域に応じた支えあい活動を促進するための仕組みづくりの支援 ●個別支援から派生する社会資源の創出(任意団体の組織化)	→	→
	住民懇談会(座談会)等の開催 (まち担当)	●座談会やアンケートを通じ、住民ニーズを把握する。(和田・東寺方・落川地区等)	→	→
	拡充 多世代・多様な テーマでの通い の場の創出 (まち担当)	●サロンの開催場所を既存の集会所等から会議室やカフェ等の店舗に拡大し、多世代の集える場づくりを行う。(新規1か所)	→	→
令和8年度 事業計画 (実施目標)	[まち担当] ・地域福祉コーディネーターが自治会・住宅管理組合での助けあいや支えあいの活動創出の支援を行うとともに、有志の小グループ等地域の実情に応じて、小地域内での支えあい活動の仕組みづくりを支援していく。 ・また、個別支援(相談支援)を通じて把握したニーズに即して「人と人」「人と地域活動や居場所」をつなぎ合わせるコーディネートを行うとともに、地域に点在する生活課題に応じて、つなぎ先となり得る支えあい活動の創出をコーディネートしていく。 ・地域福祉推進委員会やサロン活動が無いエリア(和田・東寺方・落川地区等)では、必要に応じて住民懇談会やアンケート調査等を実施し、年齢やテーマ毎での地域の課題やニーズを把握して通いの場等の創出をコーディネートするなど、地域づくりの支援を行う。 ・ふれあい・いきいきサロンの開催場所をこれまでの集会所等から企業の会議室やカフェなどの店舗に拡大し、近所で多世代の集える居場所づくりの支援をしていく。 ・サロンや、地域活動を創出し、生きづらさを抱えた方や、独居の高齢の方など社会との関わりが少ない方を社会・地域参加の機会として地域活動につないでいく。			

6年後の目指す姿

身近な地域で交流の場や地域のことを一緒に考えていく場が広がっている

【社協に求められる役割（取り組み）】

- ・誰もが集い、交流できる場づくりをすすめる
- ・市民の心のよりどころとなったり、当事者同士のつながりや悩みを把握する場となるような居場所づくりを支援する
- ・住民から寄せられる気づきやちょっとした相談を地域の皆さんと一緒に考えていく場づくりを進める
- ・地域活動者などボランティア同士の交流の場づくりを進める

施策・取り組み7 多世代の交流の場づくり

取組の方向性 (内 容)	障がい当事者やひきこもり当事者が参加しやすい居場所を開催する。当事者の方も参画する居場所の運営や関心の持てる活動の実施など、当事者自らが選んで参加できる環境づくりを目指す。当事者の家族が孤立することのないよう、当事者団体を支援する。			
		令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
年次計画	拡充 当事者の活動への参加支援や場づくり (まち担当・センター係)	●既存の場所以外での、生きづらさを抱える方の居場所を開催 ●当事者運営の居場所を創出 ●就労後のフォローアップになり得る居場所を創出 ●障害特性に配慮した居場所の開催	●精査 ●同上 ●同上	●見直し検討 ●同上 ●同上
	障がい当事者や家族会への運営支援（センター係）	●家族会活動の周知、当事者団体や近隣の家族会との連携・交流の促進		
令和8年度 事業計画 (実施目標)	[まち担当・センター係] ・生きづらさを抱える方が参加しやすい居場所の創出と、当事者が運営側として活動参加できるような支援を拡大していく。 ・就労した方々を中心とした居場所を創出するなど、ニーズを確認しながらフォローアップを行い、多様な社会参加を支援していく。 ・家族会活動の周知、当事者団体や近隣の家族会との連携を図り、家族会活動の拡充につなげる。			

施策・取り組み 8 同じ課題や関心事を持つ人の居場所づくり

取組の方向性 (内容)	多摩ボラセン登録団体が集い、交流したり学習したりする機会を設け、活動の活性化が図れるよう、コーディネートを行います。 また、市内でボランティア・NPO・市民活動をしている活動者を対象に、それぞれの課題を共有する機会を設けるなど、活動のフォローアップが図れるようコーディネートを行います。 成年後見人や生活支援員が集い、情報交換や課題の共有、学習する機会を設け、成年後見人や生活支援員への支援に取り組みます。			
年次計画		令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)
	多摩ボラセン登録団体連絡会の運営支援 (ボラセン)	●団体間の交流促進と活動周知のための企画の実施（見本市、チャリティー企画）	→	→
	ボランティア活動者等のフォローアップの実施 (ボラセン)	●講座を年1回以上実施	→	→
	成年後見人等の支援 (権利擁護)	●親族後見人懇談会と専門職後見人勉強会を開催 (年各1回)	→	→
	生活支援員のフォローアップの実施 (権利擁護)	●生活支援員研修および情報交換会を開催 (年2回)	→	→
令和 8 年度 事業計画 (実施目標)	[ボラセン] ・ボランティア活動の活性化や周知のための体験企画や自らが活動の魅力を伝えていく場の確保などについて検討し、実施していく。また、多摩ボラセンと多摩ボラセン登録団体連絡会共催でチャリティー事業を検討・実施し、ボランティア活動の啓発に加え、振興を図るための財源を計画的に確保する。 ・ボランティア相談研修など、活動者のフォローアップとなる講座を実施する。 [権利擁護] ・成年後見人等や生活支援員等の知識や技術の向上、情報交換の場として懇談会を開催する。 ・親族後見人を候補者とした申立て支援を行ったケースを中心に活動状況についての確認を行い、フォローアップを行うと同時に懇談会の参加を促す。			

6年後の目指す姿

地域でのつながりを活かし、活動が充実している

【社協に求められる役割（取り組み）】

- ・ 災害時や緊急時にもお互いに支えあい、困っている人を助けることのできる関係性をつくる
- ・ 地域で活動できる人や困っている人を把握し、つなぎ役を担う
- ・ 活動者の新たな担い手の発掘、育成に取り組み、地域活動やボランティアの育成に取り組む
- ・ 市内の企業や大学等と連携したネットワークをつくり、「地域貢献活動」を推進する

施策・取り組み9 ニーズに応じた担い手の発掘・育成

取組の方向性 (内容)				
		令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
年次計画	重点 災害ボランティアの育成 (ボラセン)	● 災害ボランティア講座の実施(年間新規登録者5名以上) ● 災害ボランティア登録者総数70名以上 ● 災害ボランティア登録者による平常時の活動の検討	● 登録者75名以上 ● プログラムの構築・実施	● 登録者80名以上 ● 実施
	冊子「災害時要配慮支援のメッセージ」の概要版の作成 (ボラセン)	● 多世代に向けたわかりやすい概要版の検討、作成	● 発行、周知	
	ニーズに応じた活動者の育成 (ボラセン) (センター係) (権利擁護) (総務) (まち)	◆ 各事業の合同説明会の開催(年1回) ● 活動者育成講座を年2回以上開催(ボラ) ● 障害特性を理解し、活動する機会を設け、新規活動者3名確保する(センター) ● 生活支援員を新規で5名確保する		

		(権利擁護) ●バザーやイベント、募金活動等、ニーズに応じマッチングする(総務) ●たすけあい有償活動の協力員を新規10名確保する(まち)		
令和8年度 事業計画 (実施目標)	【全係】 各事業の担い手発掘については、合同で説明会を開催し、テーマやニーズに応じて活動を選択できるような機会を設けていく。また、担い手の育成や養成については、各係単位で、事業内容に沿った研修や講座などを開催し、マッチングと活躍の場の確保に努める。 〔ボラセン〕 ・大規模災害時に円滑に災害ボランティアセンターを運営していくため、平常時から災害ボランティアの育成(講座等)や訓練を実施する。 ・災害ボランティア登録者が、平常時は、防災まち歩き、クロスロードゲーム、災害時要配慮者支援啓発活動(車いす体験指導等)等、地域や学校からの依頼に応じて活動できるプログラムを検討し、メニュー化を図る。 ・災害時要配慮者からのメッセージについて多世代むけのわかりやすい概要版を検討し、作成する。 〔センター係〕 ・高次脳機能障害サポート講座を、より多くの市民に参加を得られる取り組みを行いながら、継続開催する。講座参加者後も継続した活動やフォローアップの場として障害ダイサービスや高次脳機能障害グループ活動を引続き提供していく。 〔権利擁護〕 ・契約件数が増加する中、福祉サービス利用援助事業の担い手である生活支援員を積極的に募集・養成し、事業の安定的運営につなげる。 ・生活支援員、たすけあい有償活動協力者、ガイドヘルパーとの合同の事業説明会を開催し、地域活動者の確保及び事業周知を行う。 〔総務担当〕 ・協力員の個々の興味・関心などに応じて、可能な範囲で活動へ参加・協力していただけるようにマッチングをしていく。 〔まち担当〕 ・事業説明会等を通して、福祉への理解や住民同士のたすけあい活動の周知を行い、新たな協力員の確保を行う。			

取組の方向性 (内容)	○「多摩地域企業・大学等連絡会(ゆるたまネット)」の事務局を担い、それぞれの事業所等の有機的なつながりを推進し、ネットワークを活かして、支援を求められることが多い「ヒト、モノ、コト、カネ、場所」の問題に対して、できる取り組み(地域貢献活動)のコーディネートを行います。 ○ゆるたまネット、多摩市内社福法人ネットワーク連絡会、多摩ボラセン登録団体連絡会など、地域に根ざした多様なネットワークを活用し、フードドライブおよびフードパントリー事業の推進を図り、生活困窮世帯への食支援体制を強化するとともに、地域住民の参加を促進し、互助の仕組みを醸成します。 ○多摩ボラセン運営委員会内に設置された「子ども若者応援事業検討専門委員会」において、生活課題を抱える子ども・若者を中心とした支援事業の検討・実施を進め、必要な財源の確保にも取り組み、地域全体で子ども・若者の健やかな成長と社会的自立を支える包括的な支援体制の構築を目指します。 ○従来の社協による災害ボランティアセンター運営は、人的・物的資源の不足や広域災害への対応力の限界などにより、迅速かつ柔軟な支援体制の構築が困難と言えます。こうした課題を踏まえ、地域住民、NPO、企業、大学、行政など多様な関係者が連携し、協働型の災害ボランティアセンターの構築・運営ができるよう取り組みます。本取り組みは、多摩ボラセン運営委員会内に設置された「災害ボランティア強化検討専門委員会」及び「ゆるたまネット」において検討を進め、平時からの連携強化と災害時の即応体制の整備を図ります。 ○ふくしだよりやチラシ等の配架や自販機の設置に協力いただける新規福祉協力店の開拓を図ります。			
年次計画		令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)
	多摩市内社会福祉法人ネットワーク連絡会の運営支援 (総務担当)	●法人連携による地域福祉活動支援取組の継続 ●若い世代を対象とした福祉啓発の取り組み	→	→
	多摩地域企業・大学等連絡会(ゆるたまネット)の運営支援(ボラセン)	●企業等との協働活動(地域貢献活動)の推進	→	→
	重点 フードドライブ・フードパントリー事業の推進 (ボラセン・総務担当)	●フードドライブ受付窓口の拡充 ●継続支援が必要な生活困窮世帯にフードパントリー及び日用品・スタディドライブの実施	→ →	→ →
	新規・重点 子ども・若者応援事業の実施 (ボラセン)	重点 ●学習支援事業等をニーズに即して検討・実施 重点 ●外国ルーツのある子どもを対象とした取り組み(学習支援や居場所事業)の検討・実施	→ ●ニーズ状況に応じて見直し検討実施	→

		新規 ●「日用品・スタディドライブ」の実施(受付窓口を5ヶ所以上設置)	●日用品・スタディドライブの受付窓口を7ヶ所以上設置	●日用品・スタディドライブの受付全窓口を10箇所以上設置
	子ども・若者支援の財源確保(ボラセン)	●年間150万円以上	→	→
	新規 第3(民間)セクターとの災害時支援体制の構築(ボラセン)	●第3セクターとの協働型災害ボラセン訓練の検討、試行実施	●第3セクターとの協働型災害ボラセン訓練の実施	●第3セクターとの協働型災害ボラセン訓練の見直し検討・実施
	福祉協力店の拡充(総務担当)	●新規協力1店舗以上	→	→
令和8年度事業計画(実施目標)	[総務担当] ・法人連携による地域貢献活動(求職者相談会、車いす貸出、フードドライブ、共同募金への取組等)を継続実施していく。また、若い世代に対しての出前事業の取組により福祉活動への関心を高め、参加のきっかけをつくっていく。 ・福祉協力店のPR活動を行うと共に、新規福祉協力店を獲得するほか、自主財源確保のため、公共施設の改修等工事現場への自動販売機設置依頼を積極的に行っていく。 [ボラセン] ・フードドライブ・フードパントリー事業の推進 市内のスーパーなどに働きかけを行い、フードドライブの受付窓口を拡充できるように取り組む。ゆるたまネット食料配布事業で把握した生活困窮世帯等を継続して支援するため、定期的にフードパントリー事業を実施する。対象世帯については、生活状況等を適宜確認し、見直し検討するとともに、必要に応じて相談支援機関につなげる。 ・子ども・若者応援事業の実施 多摩ボラセン運営委員会内に設置された「子ども若者応援事業検討専門委員会」において、生活課題を抱える子ども・若者を中心とした支援事業の検討・実施を進め、必要な財源の確保にも取り組む。 外国ルーツのある子どもを対象とした取り組み(学習支援や居場所事業)を委員会で検討し、実施していく。 令和7年度より試行的に実施した日用品・スタディドライブを本格的に実施し、受付窓口の拡充ができるように取り組む。 ・民間セクターとの災害時支援体制の構築 大規模災害時に、多様なセクターが連携し、支援の漏れ・抜け・ムラをなくすために、行政との連携の他、民間セクター(NPO、企業、生協、JC、NGO等)と連携し、災害ボランティアセンターを運営できるように、新たな訓練の実施など、平常時からネットワークを活かした取り組みを行う。			

6年後の目指す姿

生活課題がありながらも地域で安心して暮らせる人が増えている

【社協に求められる役割（取り組み）】

- ・単身高齢者が安心して暮らせる仕組みをつくる
- ・地域課題への取組みを支援し、見守りや支えあいの取組みを共に進める
- ・多様な福祉サービスの提供体制を強化する
- ・多様な専門機関が連携・協働して活動できる仕組みづくりを進める

施策・取り組み 1 1 見守り・支えあい活動の支援

取組の方向性 (内容)	地域福祉コーディネーター等が、潜在化・複雑化した課題やニーズの早期発見に取り組み、コミュニティエリアより小地域(自治会・住宅管理組合等、もしくはより小グループ等)での支えあい活動(通いの場や見守り等)の創出の支援を行います。 ご近所ふくし応援助成金」や「福祉団体補助金」、「ボランティア活動等振興助成金」、「子ども・若者応援助成金」等の活用を推進し、多くの地域福祉活動を行う団体への支援を行います。			
年次計画		令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)
	小地域単位での支えあいの仕組みづくり (まち担当)	●新たに助成金を活用し、地域福祉活動に取り組む団体を 5 団体以上支援。 ●改正「ご近所ふくし応援助成金」を施行し、地域団体を支援	 ●助成金要綱の精査	●要綱の見直し
	ボランティア活動等振興助成金交付の実施 (ボラセン)	●交付団体数 10 団体以上	●要綱の見直し検討	●検討結果を反映
	子ども・若者応援助成金交付の実施 (ボラセン)	●子ども・若者応援事業検討専門委員会で、交付要件や助成金額等について検討する。	●同上	●同上
令和 8 年度 事業計画 (実施目標)	[まち担当] ・ご近所ふくし応援助成金を、令和7年度に住民主体の継続的な福祉活動と、それに向けた試行的な取り組みに対して支援をしていくよう改正したため、新たに助成金を活用し、仕組みづくりを進める団体が増えるよう地域福祉コーディネーターが伴走支援していく。 [ボラセン] ・ボランティア活動等の振興や子ども・若者の支援に取り組む活動を支援し、活動の活性化を図るため、各団体に対して助成金を交付する。			

施策・取り組み 1 2 生活支援に係る事業の強化

取組の方向性 (内 容)	認知症や障がいを抱えても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう「福祉サービス利用支援事業」や「成年後見制度の利用支援事業」を推進するとともに、今後、増加が見込まれる身寄りのない単身高齢者であっても、万が一に備えて、急な入院や施設入所、自分自身が亡くなった時の葬儀や家財整理を行えるよう、「高齢者あんしんサポート事業」の展開を図ります。 高齢により身体能力や認知機能が衰えた場合でも、視覚障がい者が安全で快適な外出ができるよう、従事者数の確保や関係機関との連携による外出の支援を推進します。 聴覚障がいのある方への情報保障について、医療や制度の手続きなど様々な場面に対応できるよう活動者への研修について実施します。 生活困窮者へ貸付制度の周知を図るとともに、関係機関との連携し必要な生活支援を行います。			
年次計画		令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)
	福祉サービス利用支援事業の推進 (権利擁護)	●新規利用契約35件 ●法改正等を見据えた事業内容の検討	●新規利用契約35件 ●法改正等に伴う事業の検討	●新規利用契約35件 ●実施
	成年後見制度の利用支援の推進 (権利擁護)	●新規相談 150 件および成年後見制度利用申立て支援 200 件 ●権利擁護支援検討会議への案件12件	●法改正等に伴う事業内容の検討 ●新規相談 160 件および成年後見制度利用申立て支援 210 件 ●権利擁護支援検討会議への案件 24 件	●法改正等に伴う事業内容の実施 →
	重点 高齢者あんしんサポート事業の推進 (権利擁護)	●法改正等を見据えた事業内容の検討 ●新規利用契約4件 ●地域に出向いた高齢者あんしんサポート事業説明会の開催(年4回)	●法改正等に伴う事業の検討 ●新規利用契約5件 ●地域に出向いた高齢者あんしんサポート事業説明会の開催(年4回)	●実施 →
	同行援護事業の実施 (センター係)	●新規登録者 4 名	→	→
	意思疎通支援事業の推進 (センター係)	●年 12 回以上実施	→	→
令和 8 年度 事業計画 (実施目標)	[権利擁護] ・認知症や障がいを抱えても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう「福祉サービス利用援助事業」や「成年後見制度の利用支援事業」を推進し、広く市民に周知する。 ・権利擁護支援検討会議を開催し、専門職より権利擁護支援に関する適切な助言を受けるなど、市民の安心安全な暮らしにつなげる。 ・高齢者あんしんサポート事業をより多くの高齢者に周知するため、まちづくり担当や地域包括支援センターと連携して地域で開催されるサロンや相談会などで事業説明会を開催する。また、高齢者を支援する関係機関に周知を図る。			

	・死後事務や遺言書作成など専門職と連携し、ひとり暮らしの高齢者の不安解消につなげていく。 ・日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の事業内容の改正を見据えた高齢者あんしんサポート事業の事業展開を検討する。 [センター係] ・同行援護事業について広く広報することで、より多くの市民に関心を持ってもらい、サービスの利用促進や従事者登録の増加につなげる。 ・意思疎通支援事業において、派遣依頼の多い場面の研修を組むなど、より実践的な研修を行う。 [総務担当] ・貸付相談を通じて利用者との信頼関係を築き、自立支援につながる貸付を行い償還完了までの支援が継続できるよう民生委員との連携体制を作る。特例貸付の償還では、貸付時からの相談等継続支援を行い、しごと・くらしサポートステーションや民生委員等の関係機関と連携しながら、償還完了までの支援を行う。
--	---

※本事業計画にある係名称表記は以下のとおり。

表記名	正式名称（課・係名）
（総務担当）	法人管理課 総務担当
（権利擁護）	法人管理課 権利擁護センター
（センター係）	法人管理課 センター係
（まち担当）	地域福祉推進課 まちづくり推進担当
（ボラセン）	地域福祉推進課 多摩ボランティア・市民活動支援センター